

医基健監発第 2 号
平成 27 年 6 月 19 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

国立研究開発法人
医薬基盤・健康・栄養研究所

監事 岩井 伸太郎

監事 武見 ゆかり



平成 26 年事業年度にかかる監事監査結果報告について

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事監査規程第 9 条第 1 項の規定により、平成 26 事業年度にかかる監事監査結果を別紙のとおりまとめたので、ご報告します。

監査報告書

平成27年6月19日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

監事 岩井 伸太郎

監事 武見 ゆかり



第1 会計全般について

<財務諸表監査>

独立行政法人国立健康・栄養研究所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することである。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

1. 監事の責任

監事の責任は、監事が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。監査は我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。

この監査の基準は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監事の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

また、監査にあたっては、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、監査を実施した範囲においては、財務諸表の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当該監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

2. 監査意見

上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人国立健康・栄養研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

また、財務諸表の注記Ⅶにある通り、独立行政法人国立健康・栄養研究所は、独立行政法人医薬・基盤研究所法の一部を改正する法律附則第 2 条により、法律の施行日（平成 27 年 4 月 1 日）において解散し、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が承継したことを報告する。

< 通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見 >

独立行政法人国立健康・栄養研究所の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

1. 監事の責任

監事の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて意見を表明することにある。

2. 監査意見

通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見
監査意見は次の通りである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

第2 業務全般について

<全般意見>

平成26年度は第3期中期計画の4年目であるが、平成27年度に独立行政法人医薬基盤研究所と統合し、新たな中長期計画が策定されるため、現在の中期計画は1年を残しての最終年度にあたる。新たに中長期計画が策定されるが、今後も日本人のデータが不足している部分のデータ収集や研究等の継続が望まれる。

本年度も限られた予算や人員で十分な研究成果があげられていると評価できるが、研究テーマのばらつきや重複が若干感じられる。社会から期待されている研究とは何かを全体的に議論した上で、各研究部が連携して取り組む統一的研究課題を設定することを考える必要がある。

研究成果の社会への還元は部門によりやや違いはみられるが全般としては適切である。

なお、還元された情報の有用度を評価することも必要であろう。また、他機関との連携や協力は適切に実施されているが、今後さらなる拡大が望まれる。

また、倫理規定、倫理委員会は適切に運営されている。

<各部に関する意見>

1. 栄養疫学研究部

業務的な研究も十分行われており成果にもつながっている。国民健康・栄養調査に関しては自治体担当者への技術講習、情報提供等の支援をもとに迅速な解析が実施されており評価できる。また、災害時の栄養に関する取組は意欲的であるが、認知度が低く情報発信に改善の余地がある。

2. 健康増進部研究部

研究レベルは高く興味深い有益な成果をあげている。特に運動ガイドライン評価のためのコホート研究が優れている。大規模介入研究においては遺伝子研究から日常身体活動量に至るまで多くの研究成果が認められており、今後はさらに食事との関連についての成果

を期待する。成果の発信も十分行われており、身体活動ガイドラインであるアクティブガイドに関してプラス10、すなわち身体活動を10分増やすというシンプルなメッセージでも効果があることがわかっており、すぐれた情報の発信が行われている。

3. 臨床栄養研究部

我が国の課題であるメタボリックシンドロームや糖尿病の発症予防や改善の基礎となる成果が挙がっており、今後の発展が期待できる。また、遺伝と環境因子に関して今日的に重要な課題に取り組んでいる点が評価される。糖尿病発症メカニズムの研究をどのように治療に結びつけるか整理して研究を進めることを考えると良い。医薬基盤研究所との統合をふまえ、バイオインフォマティクスに関してシナジー効果を狙った点は優れており、研究の進展に期待する。

4. 栄養教育研究部

小児から高齢者まで食を通じた健康増進を推進するための研究活動が活発に行われている。肥満判定ソフトが周知され活用されていることは評価されるが、研究における目的の設定並びにその実施に改善の余地がある。具体的な目標設定をすることも必要と考えられる。また、ライフステージを通じた食育の効果的な推進は、国の第2次食育推進基本計画の重点課題の1つでもあり、重要であるが、成人への情報伝達や実施段階での対応が課題であり、他の部やセンターと協力しながら業務を行っていく必要がある。

5. 基礎栄養研究部

スパンの長い研究の取組の中で年次ごとに着実に研究が進められている。また、基礎的研究から人を対象とした研究まで実施されている。特に、これまで実施されていなかった日本人の小児や高齢者の身体活動量や総エネルギー消費量の調査は評価でき、今後も継続したデータ収集が望まれる。高齢者の身体活動レベルについて、研究結果と管理栄養士・栄養士などの現場感覚との比較などは有益であり、公表が期待される。ヒューマンカロリーメータを使用した研究や食事の構成とタイミングに関する研究、小児の研究にも期待する。なお、基礎的研究の結果の解釈において慎重にすべきと思われる点が窺われた。

6. 食品保健機能研究部

行政関係の対外業務のほか、研究もよく実施されている。効果的に「健康食品」をとりあげ安全性の検討ができているが、研究テーマの設定に関しては観点を定め、連続的に研究を進めるほうがよい。基礎的研究の妥当性、方向性がみえないところもあるので整理してみることも必要であろう。

栄養表示において栄養成分の分析法の標準化や分析精度の維持向上は重要な課題である。法定試験等の実施が確実に行われている他、分析法の再評価の結果が検査法の見直しに反

映されるなど一定の成果が上がっている。ビタミンA代謝についても地道な研究が継続されており成果が期待される

7. 情報センター

継続的に取り組まれている健康食品の被害情報は重要な課題であるが、それ以外にも医薬品とサプリメントの関係、病人等のサプリメント服用などテーマが充実しており、結果の公表が期待される。情報発信に関しては、限られた人数で情報の更新や発信などの対応が確実におこなわれている。研究所のホームページの一日平均のアクセス件数は**14,900**件と2012年度の**9,100**件、2013年度の**10,300**件から大きく増加しており、内容の信頼性も高く評価できる。健康食品に関する情報発信は公平性・中立性の求められる業務であり、研究所の業務として極めて重要であり、情報センターを維持し続けることは研究所の重要なミッションである。その意味で特別用途食品のデータベースの中止は残念である。

8. 国際産学連携センター

国際的な活動や産学連携活動が活発に行われている。今年度はWHO協力センターの指定を受けての初年度にあたるが、初年度の活動は計画実施や目標達成など良好であり、今後の活動に期待する。国内外での研修生の受け入れや研修会セミナー等の実施状況も評価できる。統計部門の維持は必須であるが、研究としてもレセプトデータや特定健診データを活用した研究が意欲的に行われている。

以上